

令和5年12月4日

議員各位

## 意見書（案）の配付について

令和5年11月28日に締め切りました意見書（案）を配付します。  
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

### 記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である12月14日（木）の15時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、12月18日（月）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和5年11月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
30	新・湖・公・参①	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	3
31	公明党①	認知症との共生社会の実現を求める意見書	4
32	公明党②	介護・障害福祉分野における職員の処遇改善等を求める意見書	7
33	公明党③	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書	9
34	公明党④	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書	11
35	共産党①	食料自給率向上の取組を政府の法的義務とすることを求める意見書	12
36	共産党②	国立大学法人法改正案の撤回を求める意見書	13
37	共産党③	地方自治の本旨に基づき辺野古代執行訴訟を取り下げることを求める意見書	15
38	共産党④	納税者の権利を守る納税者権利憲章の制定を求める意見書	16
39	共産党⑤	教育費負担の大幅な軽減を求める意見書	17

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手としても、会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができる。家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになれば、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国及び政府は国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されているが、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法（以下、認知症基本法という。）が今年6月に成立した。現在、政府は、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立ち、実施の方針を取りまとめている。

今こそ、認知症基本法の目的である、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

## 記

## 1 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する認知症施策推進本部をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。

## 2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画及び市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行

うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

### 3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する認知症基本法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

### 4 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できるよう、事業者へのサポートも含めた社会環境を整備すること。

### 5 認知症の人を抱える家族への支援体制の拡充

独居や高齢者のみの世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人ひとりの状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

### 6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人ひとりの意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支えるよう、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

### 7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのかをまとめ

た認知症ケアパス、さらに認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないなど配慮すべき事柄等をまとめた認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

## 介護・障害福祉分野における職員の処遇改善等を求める意見書（案）

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。職員を募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状であるが、その要因の一つは、介護職員等の処遇の低さであると考えられる。

介護職員等の賃金は他業種に比べて低い傾向があり、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引き上げ）などによって賃上げが進んでいる一方で、介護職員等に関しては対策が打たれていないことに鑑みると、現在は、賃金格差がより拡大していると思われる。

また、8月に出された人事院勧告は、民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って賃金が増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

このような状況は、介護や障害福祉を支える専門職として位置づけられている介護職員等にとって決してふさわしいとは言えない。低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれもある。

よって、政府に対して以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求める。

## 記

- 1 介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確

保事業」の活用を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。



## 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）

食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、食品ロス削減推進法という）が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。しかし、いまだ多量の食品ロスが発生しており、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は約523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が約244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間約480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄に伴い直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費などが環境に及ぼす影響も決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求める。

## 記

## 1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶてまどりなどのエシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロス量の計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

## 2 食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた小分け包装や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫、外食産業における小分け提供や持ち帰りなどの食べきりを積極的に進めるための取組を一層強化すること。

## 3 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等に対する、企業等からの在庫食品の寄付促進や、家庭での未利用食品の寄付運動であるフ

ードドライブを国民運動として定着させるための取組を一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の導入支援

食品ロス削減と生活に困る世帯への支援を行うために、企業、商店、個人などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫等で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の導入や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用するため、食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

女性差別の撤廃に向け、国連は、昭和 54 年（1979 年）に、あらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」を採択し、我が国は昭和 60 年（1985 年）に同条約を批准した。

その後、国連においては、平成 11 年（1999 年）に、女性の権利をより強力に保障することを目的として、同条約に個人通報制度と女子差別撤廃委員会による調査制度を付け加える女子差別撤廃条約選択議定書が採択され、翌年の平成 12 年（2000 年）には発効されている。

同議定書の批准は、女性の人権侵害の救済と人権の保障のより一層の強化につながるものと考えられ、令和 3 年（2021 年）2 月時点で条約締結国 189 か国中 114 か国が批准しているが、我が国は、いまだ批准に至っていない。

その一方、令和 2 年（2020 年）12 月 25 日に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画では、新型コロナウイルス感染症の拡大によって配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響等が顕在化したとの認識が示されており、女性差別の撤廃に向け重要であることが明確となっている。国においても、このような課題は把握されており、同計画では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」とされているところであるが、国は、この計画にのっとり、可能な限りの早期の同選択議定書の批准に向け、検討を進めていくべきである。

よって、国及び政府におかれては、個人通報制度受入れに当たっての我が国の司法制度や立法政策における課題や実施体制等の検討課題について議論を深め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 食料自給率向上の取組を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）

政府は、2024 年通常国会で食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法の制定を目指している。

日本のカロリーベースの自給率 38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率 28%は世界 185 カ国中 129 位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5 次にわたる基本計画で食料の安定供給は国内生産の増大を基本とし、食料自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。現行基本法は、基本計画で自給率向上目標を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためである。

さらに政府の新基本法の検討では、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の一つに格下げしており、食料自給率向上に対する国の責任の放棄と言える。

昨年来の世界的な食料危機は、食料の 6 割以上を外国に依存する我が国の危うさを浮き彫りにした。異常気象による生産の不安定化、新興国の食料需要の激増、穀物の燃料向け需要の増大、経済力の相対的な低下による買い負けなど、食料は都合よくいつでも輸入できる状況ではなくなっている。一方で国内の農業と農村に目を向けると、基幹的農業従事者が僅か 10 年で約 3 割も減少し、東京都を超える面積の農地が失われるなど、崩壊の危機が広がっている。

このままでは国民の命の源である食料の安定供給が根底から脅かされることは必至である。この流れを根本から転換し、農業と農村を再生し、食料自給率を向上させることは国民の生存基盤、社会の持続に関わる待ったなしの課題である。

よって国及び政府においては、食料供給の不安定化を見据えて、食料自給率の向上・回復を国政の柱に据え、農政の最大の目標に掲げて取り組むべきである。については新基本法では、そのための実効ある計画策定、達成度の検証、検証結果の国会への報告、政策の見直しなどの食料自給率向上の取組を政府の法的義務とすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

## 国立大学法人法改正案の撤回を求める意見書（案）

現在、国会において国立大学法人法の一部を改正する法律案の審議が進められている。

今回の改正により一定規模以上の国立大学は、新たに事実上の最高意志決定機関となる運営方針会議の設置が義務づけられる。運営方針会議は、3人以上の委員と学長で構成され、委員は学長が任命する前に文部科学大臣の承認が必要となることから、委員の選定に対する政府の関与が形式的任命に留まらないことを示唆している。

現在、国立大学の運営に関わる重要事項の最終決定権は学長にある。教育研究に関することは各学部の代表等が参加する教育研究評議会に諮られ、最終的に学長と理事で構成する役員会の審議を経なければ決められないが、改正により、大学の重要事項のうち中期計画、予算・決算に関する事項の決定権は、運営方針会議に移管する。しかも学内の審議を経る必要がなく独断で決められる。運営方針会議の決定に基づき運営されていない場合には、学長に改善措置を要求できる。学長が反対しても賛成多数で決定されるなら学長はそれに従わなければならない。運営方針会議は学長選考・監察会議における選考基準などについても意見を述べるができる。これは大学の自治の根幹を脅かすものである。憲法 23 条の学問の自由を保障するためには、大学の構成員が大学運営に参加する民主的仕組みとして、大学の自治が不可欠である。

運営方針会議は、10 兆円の大学ファンドの支援を受ける国際卓越研究大学のみが設置するものであると、総合科学技術・イノベーション会議の最終まとめで決定されていたにもかかわらず、理事が7名以上で規模が特に大きい大学を政令で特定国立大学法人に指定し、運営方針会議を必置とした。運営方針会議を国際卓越大学以外にも広げ、文部科学省は東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学、東海国立大学機構（名古屋大学、岐阜大学）の五つを特定大学に指定し、これら以外の大学も文部科学大臣の承認を得るなら運営方針会議の設置を可能とし、準特定大学に指定する。

また法案には、大学による債券発行や保有する土地利用に関する規制緩和が盛り込まれている。大学は基本的に収益を上げられる組織ではない。債券が償還できなくなり財政破綻すれば、教育・研究機関としての役割が果たせなくなるため、従来は収入が見込め、償還確実性が高い事業にしか債券発行が認められなかった。ところが先端的な教育研究の用に供するという名目をつければ事実上何にでも債券を発行できる。投資やビジネスチャンスに活用されるだけでなく、政府が成長戦略で位置づける研究分野への選択と集中を進めることが狙われており、高コスト・非効率とされる学問分野の研究力低下が危惧される。

よって国及び政府においては、政治権力などから学問の自由を守るため大学には教育・研究内容などを自律的に決める自治が保障されなければならない、国立大学法人法改正案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

## 地方自治の本旨に基づき辺野古代執行訴訟を取り下げをを求める意見書 (案)

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐり、大浦湾の埋立予定海域にある軟弱地盤の改良工事に必要な設計変更について、不承認を貫いている玉城デニー知事の権限を奪い、所管の斉藤鉄夫国土交通大臣が代わりに承認する代執行に向けた裁判が行われている。

沖縄県宜野湾市の米軍普天間基地の移設を理由とした辺野古新基地建設では、大浦湾にある埋立て予定海域に軟弱地盤が存在することが判明し、防衛省沖縄防衛局が地盤改良のための設計変更を申請した。しかし、知事は公有水面埋立法に基づき、災害防止や環境保全対策が不十分として不承認にしたものである。

沖縄県は、設計変更が申請される前から対話による問題解決を国に幾度となく求めてきたが、国は一貫してこれを拒否してきた。知事が法廷で「対話によって解決を図る方法を放棄して、代執行に至ろうとすることは到底認められない」と述べたのは当然である。

そもそも代執行手続は、地方自治法で規定され、一つに、都道府県の事務が法令などに違反していること、一つに、他の方法で是正が困難であること、一つに、法令違反などを放置することにより著しく公益を害することが明らかであること、以上の全ての要件に該当することが必要とされる。その場合、国（所管大臣）は知事に勧告ができ、知事が応じなければ指示ができ、さらに応じなければ高等裁判所に訴えることができるとし、高等裁判所が国の請求を認め、知事が従わないと、国は代執行ができるとされている。

新基地建設で埋立反対が多数になった県民投票などが示すように、民意は明確である。住民の意思を無視して代執行を行うことは公益に反する地方自治の侵害であり、到底許されるものではない。問題解決に向けては、沖縄県が求める対話に応じることを優先すべきである。

よって、国及び政府においては、地方自治の本旨に基づき辺野古代執行訴訟を取り下げをを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

## 納税者の権利を守る納税者権利憲章の制定を求める意見書（案）

納税者の権利を守り、人権の侵害を許さない納税者権利憲章を制定する動きは世界の大きな流れであるが日本はいまだ制定していない。OECDに加盟する主要国の中で納税者の権利憲章が制定されていないのは日本だけであり、全国で人権無視の税務調査や徴収、倒産に追い込むような差し押さえなどが相次いでいる。こうした現状は納税者の権利が尊重されているとは言い難く、納税者の権利確立のための法制化が急務となっている。

納税者の権利憲章は、1975年のフランスの納税調査における納税者憲章制定に始まり各国に広がった。日本では、2009年の民主党政権が公約した納税者権利憲章の制定に期待が持たれたが、2011年度税制改正では権利憲章ではなく、国税通則法の改正にとどまった。国税庁は、同法改正によって、税務調査の手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める規定が明確になり、税務調査の事前通知などの手続も明記されたという。しかし現場では事前通知なしの調査が後を絶たない。職員が事前通知なしに訪問し、10時間調査されている間に顧客が何人も訪れたものの対応できず営業妨害があったという事例もある。

令和5年10月から導入されたインボイス制度により、事業者への消費税徴収強化が強まるおそれがある。納税者同士が学び合って自主申告する取組の弾圧を狙った動きもある中で、納税者の権利を守ることはますます求められている。

よって、国及び政府においては、納税者が公正かつ丁寧に扱われ、権利を尊重される税務行政となるよう、納税者権利憲章の制定を速やかに行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。



## 教育費負担の大幅な軽減を求める意見書（案）

子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声に丁寧に応える教育でこそ、子どもたちは豊かに育つ。そのためには一人ひとりに目が行き届く教育条件と、子どもの状態に応じて教育を進められる自主性が欠かせない。

また多くの国民が、幼児教育から大学教育まで誰もがお金を気にせず教育を受けられるようになることを願っている。持続可能な開発目標（SDGs）も質の高い教育をみんなにを掲げ無償教育の拡大を強調している。ところが日本の大学の授業料は、国立大学で年間53万5,800円、私立大学の授業料と施設整備費の合計は、文科系で平均94万4,320円、理科系で129万4,121円、医学部では2倍から3倍以上になる。

去る3月28日の衆議院予算委員会でこの問題が取り上げられ、労働者福祉中央協議会が行った奨学金返済の生活設計への影響調査で、結婚への影響が37.5%、出産と子育てへの影響が3割超となっていることや日本学生支援機構の貸与型奨学金の総貸付残高が、2021年度末で9.5兆円に上ることが明らかになった。日本学生支援機構の奨学金を受けると、ほとんどの人が利子をつけて返済することになり、平均の借入額は324万円、毎月の返済額は1万6,880円で、完済まで平均15年かかっている。社会人になると同時に300万円のローンを背負い、返済が終わるのは40歳近くになるということである。

日本も批准している国際規約は社会権規約第13条2(c)で「高等教育は、全ての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、全ての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としているが、いまだ日本の教育への公的支出は、GDP比で2.8%、OECD加盟国で比較可能な37カ国中36位である。日本は国際的にも教育費が高い国になっている。

そして重すぎる教育費負担は、親世代が子どもを産むことをためらう最大の要因にもなっていることから、義務教育は無償を定めた憲法26条に即して、義務教育を完全無償化していくことが求められる。将来、各分野の働き手となり、社会を支える若い世代の人材を育てることは社会全体の責任である。

よって国及び政府においては、国民の教育費負担の大幅な軽減のために以下の項目を実施するよう強く求める

## 記

- 1 給付制奨学金の対象を大幅に増やし、返済中の奨学金も含めて全ての奨学金を無利子にすること。返済に当たっては、減免制度、返済猶予、返済支援などを充実すること。

- 2 ゼロ歳からの保育料を軽減し、私立高校の授業料無償化を拡充すること。
- 3 学校給食費や教材費など義務教育にかかる費用を無償にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。